

改革・改善サイクルに係る対応方針

公平委員会事務局

所管課	グループ	事務事業名	評価員コメント	今後の方向性	具体的な取り組み内容	改善目標	備考
公平委員会事務局	附属機関等運営（所）	公平委員会事務	・本事業の詳細なる検証が必要。	現状のまま継続	地方公務員法第7条第4項により、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことは可能であるが、中核市である本市が近隣市と委員会の共同設置を行った場合、幹事団体となる可能性が高い。現在、事務局長及び事務職員は併任及び事務従事に対応しているが、幹事団体となった場合、専任の事務局長及び事務職員の配置など、本市としての事務の効率化・費用の縮減は見込めないため、現状のまま継続していくものとする。		